

医療費通知

健康づくり課
☎34-5442

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人は

医療費控除の申告には医療費通知も利用できます。

医療費通知の送付時期と記載期間

	送付時期	記載されている期間
国民健康保険	2月上旬	令和3年12月～令和4年11月診療分
後期高齢者医療制度	昨年7月 昨年11月	令和4年1月～4月診療分 令和4年5月～8月診療分

記載されていない期間の医療費は、自分で明細書を作成ください。

準確定申告

三条税務署
☎32-6211



昨年亡くなられた人の分はリサーチコア会場で申告ください。
相続人全員分の氏名、住所、被相続人との続柄などを記入した準確定申告書の付表が必要です。

収支内訳書等の作成について

税務課
☎34-5529



事業所得（営業・農業・不動産）や医療費控除の申告をする場合、必ず事業所得の収支内訳書や医療費控除の明細書を事前に作成してから申告ください。

市役所で申告をする場合、収支内訳書や明細書を事前に作成していないと申告を受け付けられませんのでご注意ください。

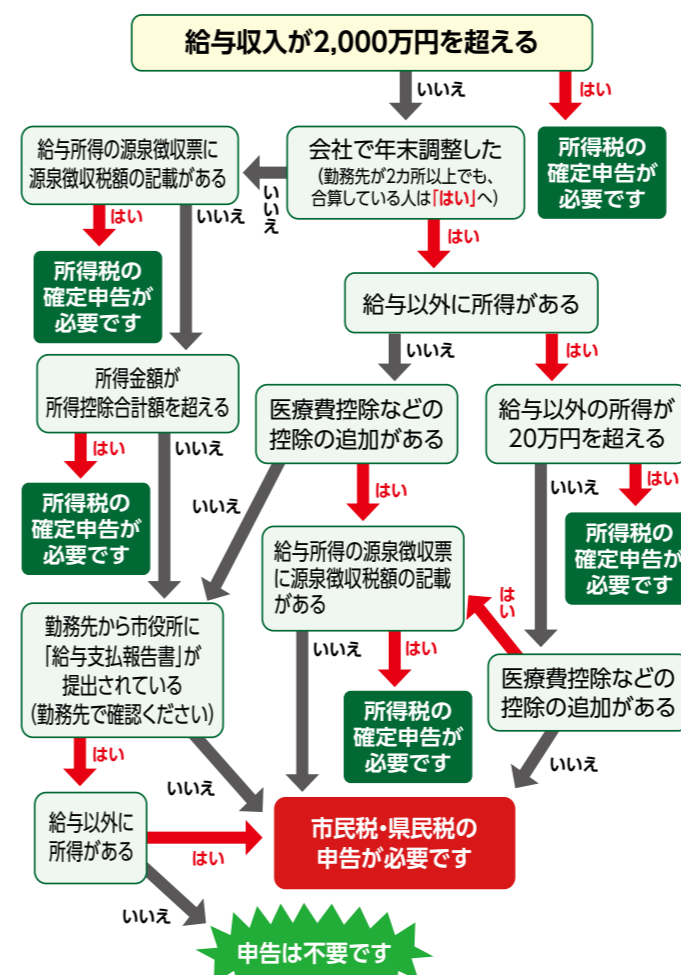
申告は必要ですか？

三条税務署 ☎32-6211
税務課 ☎34-5529

- 1 主に給与の収入があった人
- 2 主に公的年金の収入があった人
- 3 営業・農業・不動産などの収入があった人
- 4 収入がなかった人
非課税所得のみの人
(遺族・障害年金、失業保険など)

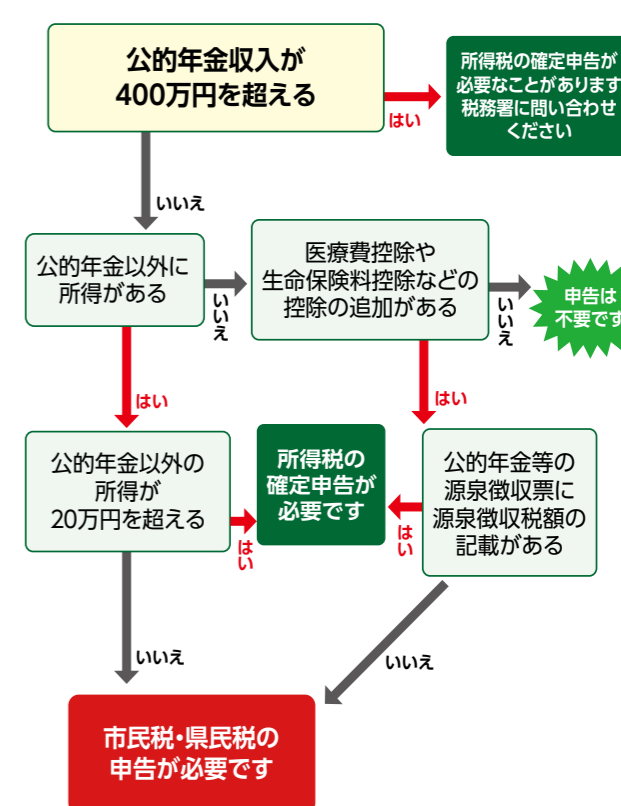
対応する番号へ↓

1 主に給与の収入があった人



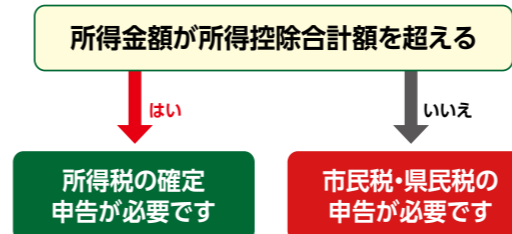
*給与収入は、給与所得の源泉徴収票の支払金額です。

2 主に公的年金の収入があった人



*公的年金収入は公的年金等の源泉徴収票の支払金額です。

3 営業・農業・不動産などの収入があった人



4 収入がなかった人 非課税所得のみの人 (遺族・障害年金、失業保険などがあつた人)

市民税・県民税の申告が必要です

*市民税・県民税の申告は児童手当、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定資料となり、福祉制度の利用、所得証明書などの発行に必要です。